

# 令和4年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

●問い合わせ先 非課税世帯分 総務課 ☎248-1112・家計急変世帯分 福祉課 ☎248-1144

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して、1世帯あたり10万円の現金を給付します。

※令和3年度の非課税世帯分または家計急変世帯分のどちらかの給付金を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった人を含む世帯に、令和4年度分として、再度支給されるものではありません

給付額 **1世帯あたり 10万円**

**対象者**

①**非課税世帯分** 基準日(令和4年6月1日)において、本市に住民票があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。なお、住民税が課税されている人の扶養親族などのみで構成される世帯は対象となりません。

②**家計急変世帯分** ①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情があると認められる世帯(家計急変世帯)(令和4年1月以降の家計急変世帯となります)

①に該当すると思われる世帯には、市から案内チラシと確認書を送付しています。通知が届いたら、確認書を返送してください。(返送期限 令和4年12月28日)

②に該当すると思われる世帯は申請が必要です。福祉課まで相談してください。(申請期限 令和4年9月30日)

**提出はお済みですか**

令和3年度の非課税世帯分の最終申請期限は令和4年9月30日までです。対象と思われる世帯には、令和4年1月から2月に確認書または申請書を送付していますので、申請がお済みでない人は期限までに提出してください。

※令和3年度分の支給対象となる世帯(支給対象であるが未申請の世帯を含む)は、令和4年度の非課税世帯分の支給対象となりませんのでご注意ください

# 新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎321-6547



※予約に関する案内などを市LINEでお知らせしていますので、事前の登録をおすすめします

## 追加接種(4回目接種)について

4回目接種の対象は、3回目接種後5カ月を経過した次の人となります。

- ①**60歳以上の人**
  - ・4回目接種の接種券を順次お送りします。
- ②**18歳以上59歳以下で、基礎疾患\*がある人、その他重症化リスクが高いと医師が認める人**

※対象となる基礎疾患については、市ホームページを確認するか、市新型コロナワクチン接種コールセンターへお尋ねください

・接種を希望する人は接種券が必要となりますので、窓口・電話・郵送・電子申請のいずれかで申請してください。

・申請後、3回目接種から5カ月経過する頃に、希望者へ接種券をお送りします。

・3月末までに3回目を接種した18歳から59歳の人には、はがきを郵送しています。詳細は、はがきをご覧ください。

※接種を希望する人は、接種券に同封のチラシで予約方法などを確認してください

## 追加接種(3回目接種)について

現在本市では、2回目接種終了日から原則5カ月以上経過する12歳以上の人を対象に、3回目接種の接種券をお送りしています。接種を希望する人は、同封のチラシで予約方法などを確認してください。

## ワクチンの種類

- ①18歳以上…ファイザー社製またはモデルナ社製(接種時期などにより、取り扱うワクチンの種類が限定される場合があります)
- ②12歳～17歳…ファイザー社製

## ワクチン接種後に本市へ転入した人へ

ワクチン接種後に転入した人は、接種券の発行には申請が必要です。

接種を希望する人は、接種券発行申請書を提出してください。様式は市ホームページまたは市新型コロナワクチン接種コールセンターで配布しています。詳しくは市ホームページをご確認ください。

## 小児接種(5歳から11歳)について

現在本市では、5歳から11歳までを対象に小児向け新型コロナワクチン接種の接種券をお送りしています。接種を希望する場合は、同封のチラシで予約方法などを確認してください。

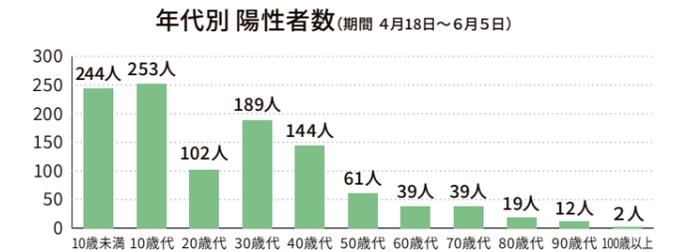
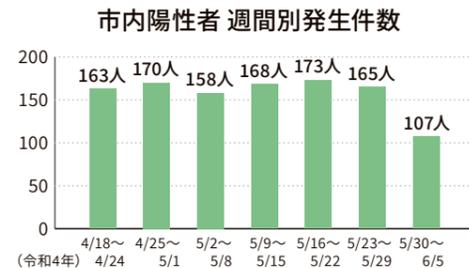
令和4年6月以降に新たに5歳になる人へは、誕生日経過後に毎月接種券を発送します。

※ワクチン接種は任意であり、強制ではありませんので、お子さんと一緒に検討してください。また、周りの人などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしたりすることがないようにしてください

# 新型コロナウイルス感染症情報

●問い合わせ先 健康づくり推進課(ヴィーブル内) ☎248-1173

市の新型コロナウイルス感染症情報をお知らせします。(県公表オープンデータより)



全国をはじめ本市においても依然として新型コロナウイルスの感染者が発生している状況が続いています。引き続き、正しいマスク着用(鼻と口の両方を確実に覆う)や手洗いなどの基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

●コロナウイルス感染症に関する相談先 県新型コロナウイルス感染症専用窓口 ☎300-5909

## 合志市生活応援商品券を配布します

●問い合わせ先 総務課 ☎(248)1112

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、燃油・物価高騰の影響を受けている市民の暮らしを応援し、市内事業所の活性化を目的として、市民の皆さんに商品券を配布します。申請などの手続きは必要ありません。

商品券配布の詳細については、広報8月号でお知らせします。

▼対象 令和4年7月1日現在で本市の住民基本台帳に登録されている人

▼配布する商品券の額 1人 3000円

世帯員人数分を世帯主に配布します。

▼配布時期・方法 世帯主に対して8月下旬からゆうパックにて順次郵送予定です。

配偶者などの暴力を理由に避難をしている人へ

申出書を提出すると世帯主でなくとも商品券を受け取ることができます。

▼申出期限 7月29日(金)

申出書は市ホームページからダウンロードできます。詳しくは総務課までお問い合わせください。

## 商品券取扱店を募集します

●問い合わせ先 商工振興課 商工振興班 ☎(248)1115

合志市生活応援商品券を取り扱う店舗を募集します。

▼登録資格 市内に事業所または店舗などがある事業者

▼必要な書類 登録申込書

※登録申込書は市ホームページまたは、市商工会窓口や商工会ホームページからダウンロードできます

▼募集開始 7月19日(火)(予定)

※募集期間については市ホームページにてお知らせします

▼問い合わせ・申し込み先 市商工会 ☎(242)0733